

医療法人 政松会 24時間連絡体制(在宅療養支援診療所)をとり、緊急時の往診も行っています。

訪問診療、英語・中国語対応

HPIは
こちら!

「自宅で過ごしたい」患者さんやご家族の思いを実現する為にお手伝い致します。
専従の医師・看護師が在籍し24時間365日対応を行っています。
医療機関への受診・通院が難しい方ももちろん、
最期まで希望の場所で過ごしたい方まで幅広く対応しております。
詳しくは「政松会 在宅医療部」でご検索ください。

(医) 政松会 在宅医療部

お問合せ	☎ 03-6805-1626	FAX: 03-6805-1676
所在地	東京都港区西麻布4-1-1 麻布霞町マンション303	
サービス名	訪問診療・往診	電話受付 9:00~18:00 (土・日・祝日除く)

渋谷駅前薬局

薬剤師が在宅医療をサポートいたします

渋谷駅前薬局は、かかりつけ医の指示のもと、
介護事業者や訪問看護師と連携し、
患者様もそのご家族も安心して薬物治療・療養ができるよう
薬の管理をお手伝いいたします。
お薬のお届けに関してお困りごとがございましたら、
お気軽にお問い合わせください。

◆受付時間
平日：10:00~21:00
土・日：9:00~18:00 祝日：11:00~19:00

＼お気軽にお問い合わせください／

渋谷駅前薬局

お問合せ	☎ 03-6455-0881	FAX: 03-6455-0885
所在地	東京都渋谷区神南1-23-13-5F	
サービス名	訪問薬局	アクセス 渋谷駅徒歩1分

S 医療法人修志会グループ フットワーク軽く即日対応も可能!

内科・整形外科・精神科・皮膚科・緩和ケア

ファミリークリニック日本橋は、患者様とご家族、関係者のお困りごとをお伺いし、
お一人お一人に合ったオーダーメイド医療をご提供します。内科疾患を始め、
関節注射やブロック注射を行う整形外科領域、認知症を含む精神科領域、
褥瘡を始めとした皮膚疾患、疼痛コントロールを含めた緩和ケアまで安心して
ご自宅で過ごしていただけるよう治療を行います。まずはお気軽にご相談ください。

緊急時-
24時間
365日対応

港区
全域対応

(医) 修志会グループ ファミリークリニック日本橋

お問合せ	☎ 03-5962-3427	FAX: 03-5962-3428
所在地	東京都中央区日本橋茅場町2-4-1 修志会ビル3F	
サービス名	訪問診療	電話受付 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)



一般社団法人 港区介護事業者連絡協議会
訪問看護 訪問介護 居宅介護支援 通所介護 福祉用具住環境 在宅医療

MINATO

機
関
誌

行政機関をはじめ各種団体・機関との綿密な連携、
地域社会との協働を図っていくことを基本方針とし、
港区民の利益を守る為、
区内でサービスを提供する全ての介護・看護事業者が
より質の高いサービスを提供できる体制づくりに取り組んでまいります。



「MINATO NAVI」

- 港区役所
- みなと保健所
- ういケアみなと
- 社会福祉法人港区社会福祉協議会
- 近隣の医療機関
- 看護 介護Topics

港区介護事業者連絡協議会会員の皆様へ
お届けしています。



<https://sha-minatokukaigoren.com/>

一般社団法人港区介護事業者連絡協議会機関誌 (季刊誌) 2026年

MINATO機関誌2025年第1号 (毎年4回発行)
〒106-0032 東京都港区大木3-16-35

TEL:03-5545-5789

私たち一般社団法人港区介護事業者連絡協議会は、以下の3つの理念を基に、各専門部会を中心に区内の利用者様への良質な介護・看護サービスを提供できるよう努めております。

1. 利用者本位の良質なサービスを提供すること
2. サービスの質の向上を常に目指すこと
3. 介護事業者等の諸課題の解決に向け、会員相互の連携と協力を図り、健全な市場の形成を促進すること

HPIは
こちら!



【運営委員会からのお知らせ】

新会員発足
2025年12月の運営委員会にて
準会員、賛助館員の新設が承認されま
した。適宜、新年度に向け会員募集を
始めます。

①準会員とは
介護保険や医療保険を利用し利用者様
へサービス提供をしているが当会の部会
に該当しない事業者を対象とします。

②賛助会員とは
当会の部会員を対象に商品提供を行う
事業者を対象とします。

※どちらも、会員になる際に厳正なる
審査を行います。審査結果の理由はい
かなる場合でもお答え出来ません。

【ご挨拶】

新サービスとして「家族信託」「死後事務受任契約」
「任意後見人契約」「見守り相談契約」の個別相談と契約
件数が増えております。



弁護士法人きさらぎ
瀬野泰孝

ご利用者様で、お住いの権利保全、独居生活の終活意志表
示、成年後見ではなく自分の意志を反映されたい利用者
様、後見までは心配ないけど判断能力の低下による、見守
り相談など、お困りの事があれば、事務局にご相談下さい

その他の相談解決実績

- ①ゴミ屋敷問題のお手伝い
- ②乗らない車・バイクの処分
- ③粗大ゴミ等の移動・処分
- ④法的トラブル
- ⑤不動産トラブル

理事長 瀬野康孝

各部会案内

【訪問看護部会】

2ヶ月に1回、各ステーションの管理者
がZOOMや対面で集まり、意見交換や
他の部会との交流会を開催。
他機関との連携やトラブルなどを共有し
解決に向けて、力を合わせている。

【訪問介護部会】

2ヶ月に1回、各ヘルパー事業所の管理者
や経営者が集まり、行政への要望や人手
不足の改善策など意見交換をし、他機関
との連携やトラブルなどを共有し解決
に向けて力を合わせている。

【在宅医療部会】

4月に新設された部会、訪問診療、訪問
歯科、訪問薬局の在宅医療に携わる医療
機関に会員募集のお声掛け願います。
他機関との連絡会など、顔の見える関係
作りを目指します

【通所介護部会】

区内で通所事業所の絶対数が少ない為、
会員数が増えず、部会開催が難しい中、
既存の会員で情報交換や意見交換など行
い、他機関との連携やトラブル解決に力
を合わせている。

【居宅介護部会】

毎月、ZOOMや対面で管理者や経営者が
集まり、行政への要望や情報交換など、
定期的に開催し、他機関との連携やトラ
ブル共有など、在宅介護のマネージメン
ト力の向上を図っている。

【福祉用具部会】

区内の福祉用具事業所が極めて少なく、
部会開催が難しい中、他部会との連携強
化や合同勉強会など、最新の情報提供に
努めている。

会員



【一般社団法人港区介護事業者連絡協議会】

お知らせ

特定事業所委員会を部会に昇格し「主任ケアマネ部会」
を発足しました。
委員長・副委員長にはそのまま部会長・副部会長に
就任いただきました
新設、主マネ部会を宜しく願います

「MINATO」機関誌とは

一般社団法人港区介護事業者連絡協議会機関誌「MINATO」は、
2024年4月に第1号が発足され、
年4回会員の皆様の元へお届けいたします。

医療・介護・福祉の専門誌として有益な情報を発信し、
読者の皆様に愛される機関誌を目指してまいります。

また、「MINATO」は会員様に特化した機関誌となります。

是非、機関誌「MINATO」を

貴社の広報活動・企業情報PRにご活用ください。

一般社団法人港区介護事業者連絡協議会

機関誌（季刊誌）発行月

段落テキスト

春

第1号
(2026.4月)

夏

第2号
(2026.7月)

秋

第3号
(2026.10月)

冬

第4号
(2027.1月)

※申込期日、入稿締切日に関してはお問い合わせください。
※発行日に関してはあくまで目安となります、ご了承ください。

機関誌「MINATO」広告掲載のご案内

<お問合せ・お申込み>

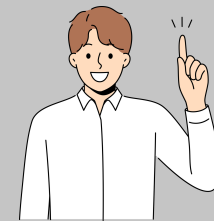
一般社団法人港区介護事業者連絡協議会 事務局

〒106-0032 東京都港区六本木3-16-35

TEL : 03-5545-5789 FAX : 050-4561-7289

n.takagi@sha-minatokukaigoren.com

まずはお気軽にご連絡・ご相談ください



2026年4月現在の会員総数

法人：108法人

事業所数：163事業所

一般社団法人港区介護事業者連絡協議会

会員募集中!

港区介護事業者連絡協議会

この度、2025年度より医療部会を発足いたしました。
現在一般社団法人港区介護事業者連絡協議会には訪問看護部会、訪問介護部会、居宅介護支援部会、通所介護部会、福祉用具住環境部会の5つの部会が存在し、事業所間の連携や協力を図っています。
医療部会を発足する事で、事業所間の更なる連携と情報共有をより活性化し、地域福祉に貢献してまいります。

入会特典

当協議会では、定期的なイベント・勉強会を開催しています。
ケアマネジャー・看護師・介護士等多数の医療関係者の方にご参加いただいておりますので、他事業所との交流・情報共有の場としてご活用いただけます。

現在の所属会員数
110法人 165事業所

介護部会：入会金 20,000円/年会費 10,000円
医療部会：入会金 50,000円/年会費 10,000円

事業所間の
情報交換

勉強・研修
会の開催

行政機関と
連携強化

一般社団法人港区介護事業者連絡協議会は行政機関をはじめ各種団体・機関との綿密な連携、地域社会との協働を図っていくことを基本方針とし、港区民の利益を守る為、区内でサービスを提供する全ての介護・看護事業者がより質の高いサービスを提供できる体制づくりに取り組んでまいります。

○協議会

東京都の施策（居住支援特別手当等）だけでは港区の特殊性（家賃・物価の高さ、再開発による駐輪場不足等）に対応しきれず、介護人材・事業所の流出・撤退が加速する恐れがあります。他区を圧倒する大胆な「マクロ施策」として、介護従事者・事業所への手厚い支援（家賃補助、賃金上乘せ、借り上げ住宅、助成金拡充等）を講じるお考えはありますか。



○区長

まず、日頃より介護事業者の皆さま、そして介護の現場で働く従事者の皆さまには、区民の暮らしを支える重要な役割を担っていただいております、心より感謝申し上げます。
また、人材不足に加え、物価高騰や業務の多様化などにより事業運営が厳しさを増す中であっても、日々現場を支えてくださっている介護現場の皆さまのご尽力を、区として重く受け止めています。
区では、これまで、介護人材の確保や定着に向けた取組をはじめ、事業所が安定的に運営できるよう、さまざまな支援を行ってまいりました。
令和8年4月からは、住宅確保支援の対象を訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に拡大するとともに、申請時の手続に関する支援や、ケアプランデータ連携システム導入時の技術的支援の充実を予定しています。
また、現在の取組にとどまることなく、現場の声を丁寧に伺いながら、実情に即した支援のあり方について、引き続き検討してまいります。
今後も、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、介護事業者や介護従事者を支える施策の充実に、前向きに取り組んでまいります。

介護保険課からのお知らせ

事業所向け研修

令和8年度のスケジュール（全14回を予定）は、5月中旬頃にケア倶楽部でお知らせします。

港区介護職員研修等受講費用助成

介護職員初任者研修・介護職員実務者研修・生活援助従事者研修・喀痰吸引等研修を受講した方に対し、その受講費用の全部又は一部を助成します。

○上限額15万円 ※喀痰吸引等研修は22,000円



港区介護支援専門員研修等受講費用助成

介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格取得及び更新にかかる経費を全額助成します。

（令和8年度から介護支援専門員証の更新・登録・交付に係る手数料も対象です！）



介護ロボット・ICT機器導入費用補助

介護ロボットやICT機器の導入に必要な経費を補助します。

まだ補助を受けていない事業所は、お早めに相談窓口（令和9年1月末まで）にご相談ください。

○上限額：400万円／事業所

※ PC：上限20万円／台、タブレット・スマートフォン：上限15万円／台 ※ マウス、キーボード、タッチペン、ケース等のアクセサリ類は対象外



ケアプランデータ連携システム導入支援 個別伴走支援を行います！

ケアプランデータ連携システムを導入する際の、手続きやパソコン操作等に関する技術的な支援を行います！

○ 申込方法：港区ホームページの申込みフォームから

区内の導入率は、令8年3月16日現在、約20%（目標：30%以上）

※ 現在、国のフリーパスキャンペーン期間中（令和7年6月1日～）につき、ライセンス料は無

※ 料です



高齢者支援課からのお知らせ

令和8年度 港区介護事業運営費補助金制度

港区内で介護事業を運営する事業者を対象に、事業運営に要する経費の一部を補助する制度を実施しています。

介護人材の確保や事業運営の安定化、サービスの質の向上を目的として、各種補助を行います。

【主な補助内容】

- ・ 職員の住宅確保に要する経費
- ・ 医療的ケア体制整備（看護師配置・夜間看護師配置）に要する経費
- ・ 介護補助員に要する経費
- ・ 食事提供に要する経費
- ・ 宿泊に要する経費 など

※対象となる施設・事業種別や補助内容の詳細は、チラシをご確認ください。

【申請スケジュール（予定）】

- ・ 申請書提出：7月下旬
- ・ 補助金交付：10月下旬
- ・ 実績報告：4月上旬
- ・ 5月上旬：清算

介護事業運営費補助金



目的

区内で介護事業を運営する事業者に対し、事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の介護保険サービスの利用を促進し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とします。

対象施設及び事業種別

※印は新設、★印は拡充等

施設種別	職員の住宅確保	職員の住宅確保に係る手続き代行★	医療的ケア	夜間看護師配置	介護補助員	食事提供	宿泊経費
特別養護老人ホーム	○	○	○ (民設に限る)	○ (民設に限る)	○ (民設に限る)		
老人保健施設	○	○	○	○	○ (民設に限る)		
認知症グループホーム	○	○					
老人デイサービスセンター	○	○			○★ (民設に限る)	○ (民設に限る)	
小規模多機能型居宅介護	○	○				○ (民設に限る)	○★
夜間対応型訪問介護	○	○					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	○					
ケアハウス	○	○	○	○			
通所リハビリテーション(老健併設)						○ (民設に限る)	
訪問介護	○★	○★					
居宅介護支援事業所	○★	○★					

補助内容 概要

1 職員の住宅確保経費

1戸あたりの月額家賃と月額82,000円(港区区内で住宅を確保する場合は112,000円)のいずれか少ない方の額に、8分の7を乗じた額を補助します。
なお、東京都の宿舍借り上げ支援事業を優先し、差額が生じた場合は、その差額を限度額まで補助します。

2 職員の住宅確保に係る手続き代行経費

住宅確保に係る書類作成等を行政書士に依頼した場合、1事業所あたり、実際に要した経費と30万円のいずれか少ない方の額を補助します。
※東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業における提出書類の作成についても、補助対象とします。

3 医療的ケア実施経費

定数を超過して配置している看護師1人当たり、年間人件費の3分の2と450万円のいずれか少ない方の額を補助します。

4 夜間看護師配置経費

年度を通して看護師を夜勤として配置等する場合、1事業所当たり、夜間看護師に係る人件費と700万円のいずれか少ない方の額を補助します。
※年度の途中から夜勤体制が整った場合は、体制開始日の翌日から年度末までの日数×19,000円と、人件費のいずれか少ない方の額とします。

5 介護補助員経費

介護を補助する介護補助員の人件費について、1事業所あたり、月額145,000円と実際に要した経費のいずれか少ない方の額を補助します。

6 食事提供経費

1人あたりの食事提供にかかる経費から500円を控除した額と600円のいずれか少ない方の額に年間実食数を乗じた額を補助します。
※当該補助額について利用者に負担を求めない場合に限り、区が補助を行います。
※おやつに係る経費を含み、当該経費は昼食の提供に要する経費と合わせて算定します。

7 宿泊経費

1人あたりの宿泊に係る経費から2,000円を控除した額と3,000円のいずれか少ない方の額に年間宿泊数を乗じた額を補助します。
※当該補助額について利用者に負担を求めない場合に限り、区が補助を行います。

書類提出スケジュール

6月中旬	7月下旬	9月上旬	9月下旬	10月下旬	翌年4月上旬	翌年4月下旬	5月中旬
申請周知	申請書提出	交付決定	補助金請求書提出	補助金交付	実績報告書提出	交付額の確定	清算

実績額が交付決定額に届かなかった場合は区へ戻入

問合せ 港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 高齢者施設係

03-3578-2420

受付時間: いずれも祝日を除く
月～金曜午前8時30分～午後5時

港区立がん在宅緩和ケア支援センター

ういケアみなとはこんな場所



港区白金台にある「ういケアみなと」は、「がん」に関わる、全ての方が利用できる施設です。

電話や対面での無料相談

病院の「そと」にある、がんの相談窓口です。治療のことだけでなく、生活の中でのちょっとした困りごとや気がかり、治療に伴う外見の変化に関すること、仕事やお金、利用できる制度など、どなたでもご相談いただけます。常駐している看護師が、まずはみなさまのお話を伺いし、相談内容に応じて、専門のスタッフにおつなぎします。



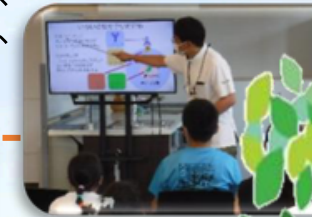
各種サロン

がんを患ったことのある方やその家族が交流できる「くつろぎカフェ」や、お寺での坐禅体験と住職を交えた交流会が特徴的な「出張くつろぎカフェin青松寺」、ものづくりを通して男性同士が気兼ねなく集える「男性がん患者工房くすの木」、治療によって生じる見た目の変化に関して、アドバイザーを交えながら爪や皮膚のお手入れを一緒に行う「すみれサロン」などの交流事業を展開しています。



セミナーやイベントの開催

栄養の専門家から、がん治療を支える食事や健康的な食生活の工夫を学べる「栄養セミナー」をはじめ、乳がん術後のリンパ浮腫セルフケアや、運動による健康維持・増進を目的とした「ウェルネスセミナー」を開催しています。さらに、社会保険労務士などの専門家から、がんの治療を支える制度や治療と仕事の両立について学べる「がん制度大学」、親子でがんについて理解を深める「がん教育」など、情報発信や普及啓発にも取り組んでいます。



情報コーナー

がんの療養に役立つ図書や資料、専門書を揃えており、どなたでもご利用いただけます。図書の貸し出しも行っていきます。



〒108-0071
東京都港区白金台4-6-2 ゆかしの杜5階
TEL: 03-6450-3421 FAX: 03-6450-3583



港区立がん在宅緩和ケア支援センター
ういケアみなと



ホームページ Instagram



「死後事務委託契約」はご存知ですか？

- ① 「任意後見人契約」
- ② 「見守り相談契約」
- ③ 「死後事務受任契約」
- ④ 「家族信託契約」

成年後見制度、任意後見制度はご存知ですよ

①成年後見人制度

みなと社会福祉協議会が窓口で進める公的制度です

②任意後見人制度

企業や個人でも利用できる任意制度です

しかし、**この①・②制度はご存命中だけ**なんです。
お亡くなりになったら**後見人制度は無効**になります。

①「任意後見人契約」

判断能力が低下する前に過ごし方を決める契約です

②「見守り相談契約」

お独りの生活で不安が多い方の生活面のお手伝い

③「死後事務受任契約」

亡くなった後の住居先の手続きや携帯解約などのお手伝い

④「家族信託契約」

ご自分名義の土地を信託し相続させたい親族に名義を残す契約です

詳しくは、事務局にお問い合わせください

お葬式、お部屋の**解約**、遺品整理や電気・ガス・水道などの**各種手続き**は、この「死後事務委託契約」が必要なんです。

新たな会員新設

おひとり暮らしで身寄りもなく**ご自分の意志を尊重**したい
そんな利用者の**願いを叶える契約**です。

・ 準会員

介護保険、医療保険を利用するサービスで当会の各部会に該当しない事業者の会員となります。

事務局にてご相談受付してます

☎03-5545-57894

・ 賛助会員

当会の会員向けのサービス提供事業者の会員となります。

共に、入会時に運営委員による審査を行い基準を満たした事業者が会員となります。規約に反した場合は退会を促します。



pixta.jp - 113923561